

最低制限価格運用要領の一部改正について

(平成 25 年 12 月 10 日一部改正)

消費税法改正（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律）に伴い、平成 26 年 4 月 1 日以後に締結する契約から、消費税率が現行の 5%（消費税及び地方消費税の額）から 8%になるため、消費税率の記載を下記のとおり改正いたします。

なお、今回の消費税法改正では、請負工事等で経過措置が設けられており、「平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引渡し平成 26 年 4 月 1 日以後になされるもの」も消費税率が 8%となります。

記

改正前 「100分の105」

改正後 「100分の108」

新ひだか町最低制限価格運用要領

平成25年12月10日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、新ひだか町が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により工事又は委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費(二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。)をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費(現場経費、工場管理費 据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。)をいう。
- (4) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費(保証経費を含む。)をいう。
- (5) 直接人件費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (7) 技術料等経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (8) 諸経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (9) 直接経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (10) その他原価 委託業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (11) 一般管理費等 委託業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
- (12) 技術経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった技術経費をいう。
- (13) 直接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (14) 間接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (15) 解析等調査業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (16) 直接測量費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (17) 測量調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (18) 直接業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。

(対象工事及び業務)

第3条 最低制限価格の対象となる工事及び委託業務は予定価格が新ひだか町財務規則(平成18年規則第30号)第138条第1項に規定する金額を超える建設工事等とする。ただし、予定価格が同規則に規定する金額以下の建設工事等であっても町長が認めた場合は、この限りでない。

(工事の最低制限価格の算定方法等)

第4条 工事の最低制限価格は、(1)から(4)までに定める額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を工事の予定価格に10分の7を乗じたものから10分の9を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 この要領を適用する工事には、最低制限価格の設定調書(別記様式第1号)を作成するものとする。

4 この要領を工事に適用するときには、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

(委託業務の最低制限価格の算定方法等)

第5条 委託業務の最低制限価格は、次の(1)から(5)までに定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に100分の108を乗じて得た額とする(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。)。ただし、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

また、地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

(1) 設計(土木)にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、技術経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額と直接業務費の額及び技術経費の額の合計額に1.28を乗じて得た額のいずれか高い額

(1)の2 前号の積算体系によらない設計(土木)にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額

(2) 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4を乗じて得た額の合計額

(3) 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4を乗じて得た額の合計額

(4) 設計(建築)にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額

(5) 草刈、清掃、公園の維持管理業務等の業務にあつては、予定価格に10分の9を乗じて得た額

(6) (1)から(5)以外の業務にあつては、適宜に定めるものとする。

2 一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合、最低制限価格の設定範囲を算出する場合の委託業務の種類ごとの業務価格については、10,000円止め(10,000円未満切捨て)とする。

3 この要領を適用する委託業務には、最低制限価格の設定調書(別記様式第2号)を作成するものとする。

(予定価格調書への記載)

第6条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を記載した予定価格調書(別記様式第3号)を作成するものとする。

(入札の執行)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。このとき、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者に「失格」の宣言を告げるものとする。

2 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者は、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 3 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。ただし、再度入札は2回までとし、この場合、最低制限価格未滿で入札をした者を再度入札に参加させないものとする。
- 4 2回目の再度入札で落札する者がいない場合は、当該入札をした者の中で最低価格の者に対して入札執行者の判断により不落随意契約を行うことができる。
- 5 前項の入札執行者の判断により不落随意契約とすることが不適當と認めた場合は、「入札不調」の宣言を告げ当該入札参加者を除き再度公告入札又は、再度指名選考のうえ入札を行うものとする。

(入札経過の報告)

第8条 入札不調のときは、入札不調報告書(別記様式第4号)を作成し、報告するものとする。

(雑則)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年9月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年7月8日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正の内、端数処理以外の改正は、平成23年1月11日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年2月21日から施行する。
- 5 この要領は、平成24年10月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成26年12月10日から施行し、平成26年4月1日以降に締結する契約(平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であつて、当該契約に係る引渡しが平成26年4月1日以後になされるものを含む。)から適用する。